

緑と花のまちづくり推進事業 募集案内

1 事業内容

対象となる緑化活動を行っている団体に対して、下記の緑化材料を配付いたします。

- | | | |
|----------|----------|---------------|
| (1) 花の種 | (3) 花の苗 | (5) 低木 |
| (2) 花の球根 | (4) 地被植物 | (6) 土、肥料などの資材 |

2 対象団体

区内に在住、在勤、在学する5名以上で構成される団体です。活動面積によって、人数の規定があります。ただし、建築物等の建築、販売等を行う事業者や営利目的により緑化活動を行う団体は、除きます。

3 支援できる緑化対象地と緑化活動

(i) 花苗などの緑化材料を支援できる緑化対象地の種別は、下記のとおりです。

- ・公共用地・・・国や地方公共団体が所有する用地
(例：区道の歩道脇植込地、駅前広場、小中学校など)
- ・民間空地 A・・・民有地内で、地域に公開され、かつ地域住民にも緑化活動場所として開放している空地
(例：マンション、店舗、事業所、私立幼稚園など)
- ・民間空地 B・・・民有地内で、地域に公開され、その敷地の関係者(土地所有者、管理者、居住者、社員等)のみで花壇活動する空地
(例：マンション、店舗、事業所、私立幼稚園など)

(ii) 支援対象となる緑化活動は、次のすべてに該当することが条件です。

- 1) 区内で道路に面しているなど公開性の高い、緑化対象地内(上記3(i)に規定される場所)であること。
- 2) 区の条例などの規定により樹木等で既に植栽されていない場所へ緑化すること(ただし、区立公園・児童遊園や戸建住宅専用の敷地は除く)
- 3) 他の支援制度や助成等を受けて緑化活動している場所でないこと。
- 4) 緑化面積が3㎡以上であること。
- 5) 縁石等により区画され、植栽に必要な客土が確保されていること。
(植栽柵、プランター等の場合は、容量100ℓ以上、又はタイマー機能付き自動灌水装置が装備された植栽基盤など)。
- 6) 日当たりが良く、上部が屋根等で覆われていないこと。

5 緑化材料の配付数

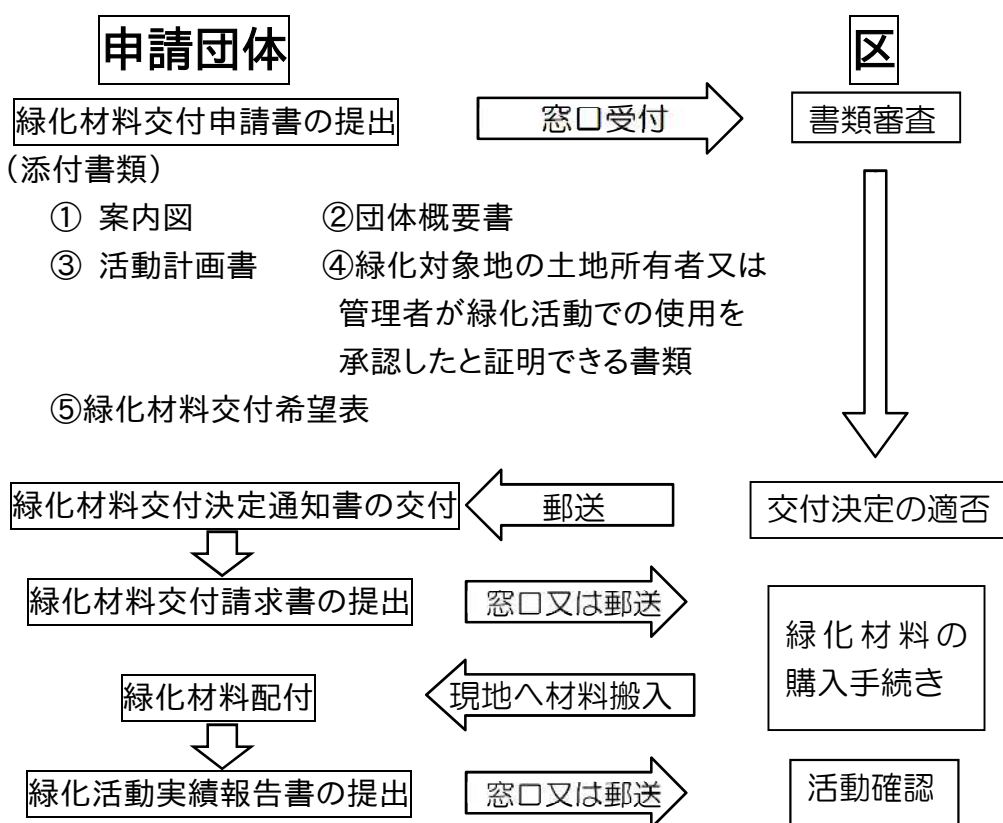
緑化活動面積 1㎡あたり、下記の表のとおり、ポイントを付与いたします。ポイントの範囲内で、花苗などの緑化材料を選択していただくことができます。また、年度内に 4 回まで分けて緑化材料を配送いたします。

活動種別	対象地	
	公共用地 民間空地A	民間空地B
種、球根、花苗、地被植物により 緑化活動する場合（1㎡あたり）	2000	1000
低木により緑化活動する場合 （1㎡あたり）	200	100
既存低木を維持管理する場合 （1㎡あたり）	5	3

6 緑化活動の報告について

緑化材料の配付を受けた各団体については、年度ごとに活動終了後、活動状況を実績報告書により提出していただきます。

7 手続きの流れ



【お問合せ先】

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1
葛飾区役所 環境部 環境課 緑と花のまち推進係
TEL 5654-8239